

<工事進行基準における工事進捗度の見積りとして原価比例法を用いている事例>

ケース1) 経理の状況≫財務諸表等≫財務諸表≫重要な会計方針≫収益及び費用の計上
基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事
進行基準（工事の進捗率の見積りには原価比例法）を、その他の工事については、工事完
成基準を適用しております。

（～省略～）